

V 学納金の納入

◆納入方法

学納金は、毎年春学期は4月末日まで（4月1日に保証人宛発送予定）、秋学期は10月末日まで（10月1日に保証人宛発送予定）に納入してください。

金融機関の窓口で10万円を超える現金での振り込みを行う場合、振り込みを行う者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）の提示が必要です。

◆滞納

所定の期日までに納入できず、学納金未納者に対する督促を受けて、なお納入しない時は「学則」により、除籍になりますので注意してください。

VI 台風およびその他の緊急事態の発生の場合

規定「緊急時の授業等取扱いに関する内規〔(歯学部及び歯学研究科) (楠元・末盛キャンパス)〕」P.132 参照

◆台風に伴う授業及び試験の扱い

楠元・末盛キャンパス適用

台風による交通機関の運行中止及び台風等による「暴風警報発令中」（愛知県西部の地域いずれか一部にでも）の場合、授業及び試験の有無については次の基準によります。

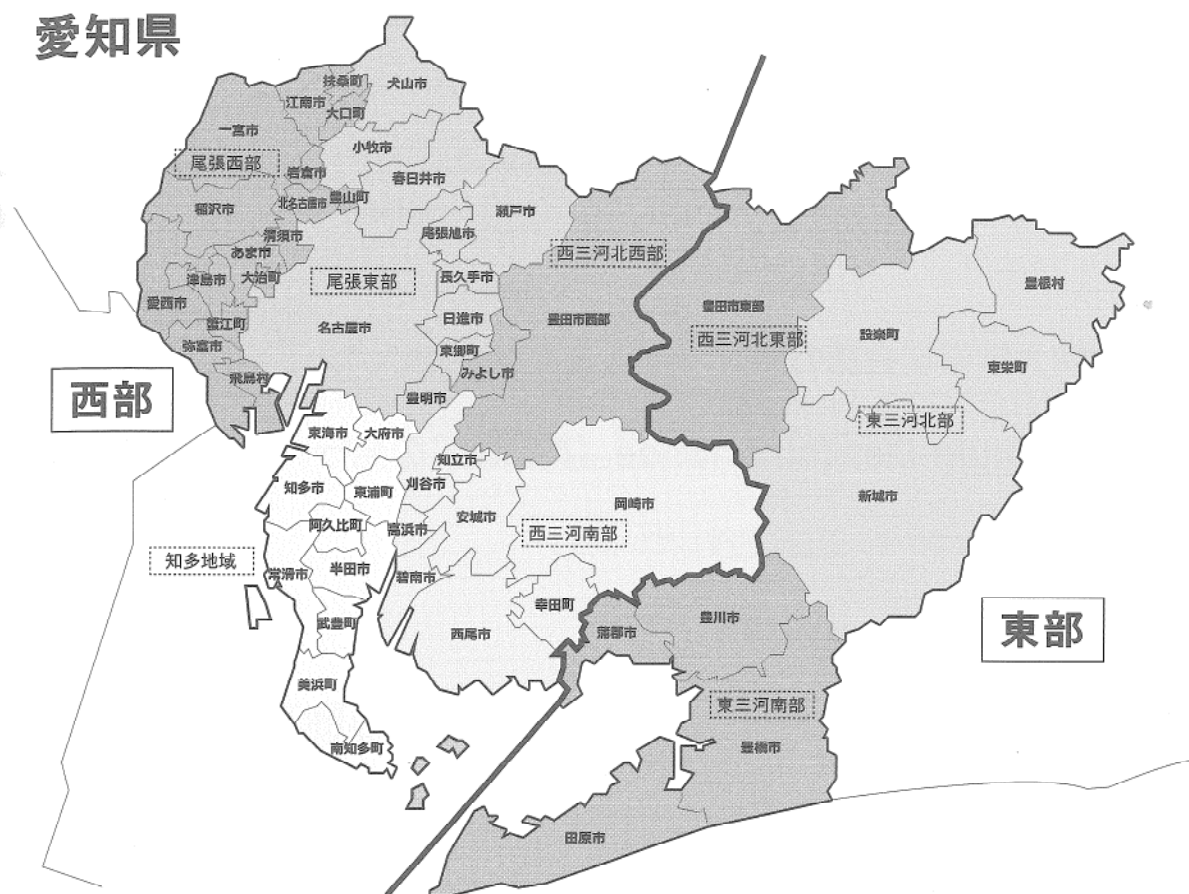
愛知県西部に暴風警報の発令された場合の歯学部の対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を実施	通常どおり試験を実施
午前7時現在発令中	1限、2限の授業を休講	全ての試験を中止し、別の日に延期
午前10時現在発令中	3限以降の授業を休講	

愛知県西部以外の地域に暴風警報が発令された場合の当該地域に現住所がある学生の対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を受講	通常どおり受験
午前7時現在発令中	1限、2限の授業への出席を要しない。	全ての試験の受験を要しない。
午前10時現在発令中	3限以降の授業への出席を要しない。	

愛知県



◆その他の緊急事態の発生の場合

- 不測の事態が発生し、通学困難又は、授業等に支障が生ずると歯学部長が判断した場合、授業及び試験の中止など必要な措置をとることがあります。
- 授業及び試験開始後に事態が発生した場合は、歯学部長の判断により、授業及び試験を中止するなど必要な措置をとることがあります。